

介護保険料
 ▶問い合わせ
 ☎高齢福祉課 ☎0287(62)7191

消費税増税に伴う社会保障充実の一つとして、第1段階～第3段階までの介護保険料の軽減を行います。

段階	対象者	保険料年額(保険料の調整率)	
		令和元年度	令和2年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	24,300円 (基準額×0.375)	19,400円 (基準額×0.3)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	30,700円 (基準額×0.475)	22,600円 (基準額×0.35)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	43,700円 (基準額×0.675)	42,100円 (基準額×0.65)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,300円(基準額×0.9)	
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	64,800円(基準額)	
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	74,500円(基準額×1.15)	
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	81,000円(基準額×1.25)	
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	97,200円(基準額×1.5)	
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	129,600円(基準額×2.0)	
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	145,800円(基準額×2.25)	

後期高齢者医療・国民健康保険加入者の皆さんへ
人間ドック費用の一部を助成します

【対象】

〈国民健康保険〉	納期限の過ぎている国民健康保険税を完納している世帯の30歳以上で国民健康保険に加入している市民 ※年度内に同事業の助成を受けた人と特定健康診査を受診した人は対象外。
〈後期高齢者医療保険〉	納期限の過ぎている後期高齢者医療保険料を完納している後期高齢者医療保険に加入している市民 ※年度内に同事業の助成を受けた人と特定健康診査・後期高齢者健診を受診した人は対象外。

▶実施期限 来年3月31日(水)

▶申込期限 来年2月26日(金)

▶助成額

・一泊ドック 3万3千円

・日帰りドック 2万円

・脳ドック・脳MRセット 2万円

※自己負担の額は、検診機関により異なります。

▶申込方法 保険証*と身分証、印かんを持参し、次の窓口で申し込み(電話では申し込みません)

※後期高齢者医療または国民健康保険の保険証。

▶申し込み・問い合わせ

☎国保年金課 ☎0287(62)7129

☎市民福祉課 ☎0287(37)5103

☎総務福祉課 ☎0287(32)2988

常根出張所 ☎0287(35)2511

対象施設	内容
菅間記念病院	人間ドック(日帰り)・脳ドック
那須脳神経外科病院	脳ドック
国際医療福祉大学病院	人間ドック(一泊・日帰り)・脳ドック
那須中央病院(大田原市下石上1453)	人間ドック(一泊・日帰り)・脳MRセット
那須赤十字病院(大田原市中田原1081-4)	人間ドック(日帰り)・脳MRセット
国際医療福祉大学塩谷病院(矢板市富田77)	人間ドック(一泊・日帰り)・脳ドック
栃木県保健衛生事業団(宇都宮市駒生町3337-1)	人間ドック(日帰り)



財政運営の安定化を図るため

各種保険料(税)の軽減率などを改正します

国民健康保険税

▶問い合わせ
 ☎課税課 ☎0287(62)7120

法定軽減は、前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減する制度です。

法定軽減の判定所得基準の改正

今回の見直しで、5割軽減と2割軽減の判定所得基準を次のとおり改正し対象者を拡大します。

法定軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(33万円) + 28万5千円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円) + 52万円×被保険者数

法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。

次に該当する人は収入申告が必要です。

①令和元年中に収入がない20歳以上の人

②収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人

後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ
 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

保険料率は、高齢化や医療技術の進歩などの影響による1人当たりの医療費の増加に対応するために、2年に一度見直されます。

令和2・3年度の保険料率など

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と加入者全員が等しく負担する均等割額の合計額となります。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額	43,200円	43,200円(変更なし)
所得割率	8.54%	8.54%(変更なし)
賦課限度額	620,000円	640,000円

所得の低い人への軽減割合

均等割額軽減が本来7割軽減のところ、特例措置として8割軽減、8.5割軽減となっていた人の軽減率が見直されます。

均等割額軽減	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	8割軽減	7割軽減	7割軽減
	8.5割軽減	7.75割軽減*	7割軽減

※年金生活者支援給付金の支援対象とならない人は、急激に負担が増えないよう段階的に見直されます。

世帯の判定所得基準を次のとおり改正し、所得が低い人に対する均等割額軽減の対象者を拡大します。

均等割額軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(33万円) + 28万5千円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円) + 52万円×被保険者数